

あなたの所有または管理している土地は適正に管理していますか？

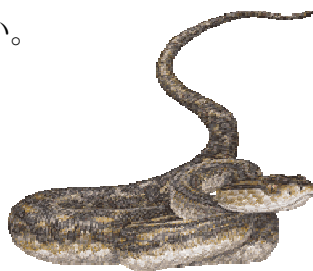
土地の所有（管理）者のみなさんへ！！

☆ 条例が改正されました ！！

平成23年4月1日より、糸満市あき地管理の適正化に関する条例を改正し、あき地の適正管理がなされていない場合における不測の事態を回避するため、指導内容等の公表が新たに規定されました。

土地は、適正管理（定期的に草刈りや清掃）をしないと、雑草等が繁茂し、ハブやハチ等の害虫の発生や不法投棄など、周辺住民の生活環境の悪化につながります。

土地の所有者または管理者は、定期的に土地を見回り、草刈りや清掃を行うようにしてください。



関係法令

■ 糸満市あき地管理の適正化に関する条例（抜粋）

第3条（あき地管理者の義務）

あき地の管理者は、当該あき地が不良の状態にならないように常に適正に管理しなければならない。

第6条（公表）

市長は、第5条の規定（措置命令）による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第5条（清潔の保持）

土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

■ 民法（抜粋）

第233条（竹木の枝及び根）

隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

第709条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

お問い合わせ

糸満市役所 生活環境課 生活環境係
電話 840-8124